

特定不妊治療を受けた方に費用の一部を助成します

下野市では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた夫婦に治療費の一部を助成しています。

●対象者 法律上の婚姻をしている夫婦で、
次のすべてに該当する方

1. 栃木県が実施している「特定不妊治療費助成金」の交付決定を受けた方
2. 下野市に1年以上住所を有する方
3. 市税を滞納していない方

●助成の内容

治療1回につき上限額10万円まで、1年度あたり2回までとし、通算5年まで助成します。

●必要書類

1. 申請書（夫妻それぞれの印鑑）
2. 栃木県特定不妊治療費助成金交付決定通知書
3. 治療に係る領収書

●申請期限

栃木県助成金の交付決定日の翌年度末日

栃木県で行っています。

●栃木県特定不妊治療費助成事業

- ・ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）が必要であると医師に診断され、指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
- ・ 栃木県内に居住している方
- ・ 夫婦の前年所得（1月から5月までの申請については、前々年の所得）の合計額が730万円未満である方
- ・ 治療1回につき上限額15万円まで、1年度あたり2回までとし、通算5年まで助成

■必要書類及び申請先等詳細は、
県南健康福祉センター 健康支援課まで
〒323-0811 小山市犬塚3-1-1
☎ 0285-22-0488

申請及び問い合わせ先

健康増進課 ☎ 52-1116

特定健康診査を受診される国民健康保険以外に加入されている方へ

★特定健康診査受診券

国民健康保険以外の医療保険（健康保険組合・協会けんぽ・共済組合・国保組合等）の加入者の家族の方が特定検診受診を希望される場合、加入保険より発行される「特定健康診査受診券」が必要となります。

40歳から74歳までの方は、加入する医療保険にお問い合わせください。

申し込みが必要な場合もありますので、ご自身で該当の医療保険にお問い合わせください。

★受診できる健診機関

下野市でも集団検診の日程で受診できます。集団健診申込み時、受診券をお手元に置いてお電話ください。健診受診時には、必ず「特定健康診査受診券」「保険証」をお持ちください。忘れますと受診できませんのでご注意ください。

なお、加入保険によっては、集団健診では対応できない場合もありますので、ご了承ください。

★加入する医療保険によって自己負担が発生する場合があります。

問い合わせ先

健康増進課 ☎ 52-1116